

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第225号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年11月10日（土） 10時55分ごろ
発生場所	香川県丸亀市広島西岸 丸亀市所在の青木港8号防波堤北灯台から真方位014° 1,480m付近 （概位 北緯34° 22.8′ 東経133° 41.4′）
事故等調査の経過	平成24年12月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ^{あさふく} 浅福丸、3.3トン
船舶番号、船舶所有者等	271-24871香川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、同乗者2人を乗せ、船首約0.5m、船尾約1.0mの喫水により、釣り場を移動しようとして機関を前進にかけたところ、波に圧流され、平成24年11月10日10時55分ごろ広島西岸の干出岩に乗り揚げた。 船長は、陸岸付近では押し寄せた波が陸岸で反射して戻ってくることを知っていたが、波高が数十cmだったので、本船が反射した波により流されることはないものと思っていた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 数十cm、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約1.8m
その他の事項	本事故発生場所付近は干出岩が拡延していたが、海図に詳細な水深が記載されていなかった。 船長は、本事故発生場所付近に干出岩が存在することを知っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、広島西岸において釣り場を移動しようとして機関を前進にかけた際、船長が、陸岸付近では押し寄せた波が陸岸で反射して戻ってくることを知っていたものの、波高が数十cmだったので、本船が反射した波に流されることはないものと思い、波の影響を考慮した操船

	<p>を行っていなかったことから、波に圧流され、広島西岸の干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、広島西岸において釣り場を移動しようとして機関を前進にかける際、船長が波の影響を考慮した操船を行ってなかったため、波に圧流され、広島西岸の干出岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 陸岸からの反射波の影響も考慮し、干出岩に接近しないように注意すること。